

(意見書案第20号)

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

森林には、国土の保全・水資源の涵養などとともに、地球温暖化防止に向けた国際公約である温室効果ガス6%削減を履行するためにも大きな役割を果たしていくことが求められている。また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害の未然防止に向けた治山対策や、森林整備等による自然環境、生活環境における「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々高まっている。

しかし、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業経営の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の施業意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備の停滞を招き、森林の持つ多面的機能が低下している現状にある。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれている。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である(1)多様で健全な森林への誘導、(2)国土保全等の推進、(3)林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととなった。

よって、国においては、森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして、多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するため、平成19年度予算等において下記の施策を展開するよう、強く要望する。

記

- 1 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林の整備・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、平成19年度予算の確保等、必要な予算措置を講じること。
- 2 国産材の安定供給・利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生を図るため、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。
- 3 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立を図ること。
- 4 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。
- 5 地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
- 6 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。特に、国有林野事業特別会計改革に当たっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

釧路市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
林野庁長官 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 } 宛